

『史上最強のFP2級AFP問題集22-23年版』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●17 ページ「教育一般貸付（国の教育ローン）」問題② 解説1行目

誤) …15年以内。

正) …18年以内。

●39 ページ「国民年金の被保険者資格」問題⑤ 解答・解説

誤) ○ 原則として所定の事項を市町村（特別区を含む）に本人が届け出る必要があります。

正) × 20歳になったときの国民年金の加入については、原則として本人の手続きは不要です。

●39 ページ「国民年金保険料の免除と猶予」問題① 解説1~2行目

誤) …国民保険料が免除（事業主・被保険者とも）、

正) …国民保険料が免除され、

●47 ページ「在職老齢年金」問題② 解説3行目

誤) 健康保険・厚生年金保険

正) 厚生年金保険

●335 ページ 「小規模宅地等の評価減の特例」問題④ 解説1行目

誤) 特例により減額される金額の…

正) 課税価格に算入する金額の…

●別冊20 ページ 上から1つ目の□ 1行目（公示価格）

誤) 毎年1月1日に公表する…

正) 毎年1月1日を基準日として3月に発表する…

●別冊20 ページ 上から2つ目の□ 1行目（基準地価格）

誤) 毎年7月1日に公表する…

正) 毎年7月1日を基準日として9月に発表する…

●別冊58 ページ 上から4つ目の□ 1行目

誤) 原則として、居住する市区町村役場等で手続きを行う必要がある。

正) 日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」等が送付されてくる。

●別冊127 ページ 上から8行目

誤) 固定金利で15年以内に返済する。

正) 固定金利で18年以内に返済する。

法改正情報

2023年1月試験・5月試験（法令基準日2022年10月1日）において、以下の改正事項があります。

〈高齢者の公的医療〉

※一定以上の収入（課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合で200万円以

上、複数世帯の場合で合計 320 万円以上) がある人は、自己負担割合が 2 割となった (2022 年 10 月 1 日)。

→26・27 ページ「高齢者の公的医療③」

〈クーリング・オフ制度〉

※クーリング・オフを行使するにあたって、従来の書面 (ハガキ等) での通知に加えて、電子メール等の電磁的記録により、事業者へ通知を行うことができるようになった (2022 年 6 月 1 日)。

→別冊 74 ページ

〈宅地建物取引業〉

※宅地建物取引士による、重要事項説明書と契約書面への押印が不要 (記名は必要) となった。(2022 年 5 月 18 日)。

→246・247 ページ「宅地建物取引業⑥」、別冊 35 ページ